



算します。

- ③ 管理費(光熱水費を含む) 16,500 円  
④ 寝具リース代 3,000 円  
⑤ 部屋清掃代(トイレ掃除含む) 3,000 円  
⑥ テレビ受信料 500 円  
※月々に必要な費用 ①+②+③+④+⑤+⑥ 151,000 円

⑦ その他

- ・洗濯機使用代 月額 2,000 円
- ・洗濯外部委託代 1kg あたり 500 円
- ・汚染時等の洗濯代行 洗濯・乾燥 1 回につき 200 円
- ・病院等受診の送迎付添

	片道のみ	1,000 円
霧島市内	往復送迎のみ	1,500 円
	往復+診察付き添い	3,000 円
	吉満内科	無料

	片道のみ	2,000 円
霧島市外	往復送迎のみ	3,000 円
	往復+診察付き添い	5,000 円

月の途中での入居又は退去の場合は、30 日分の入居日数で日割計算します。

(参考：要介護度によって異なる) 併設の通所介護サービスを利用した場合の通所介護に係る介護保険利用料の自己負担分 1 利用あたりの自己負担金 (単位：円)

要 介 護 度	通所介護費基本単価	入 浴 加 算	合 計
要支援 1	436	0	436
要支援 2	447	0	447
要介護 1	753	40	793
要介護 2	890	40	930
要介護 3	1,032	40	1,072
要介護 4	1,172	40	1,212
要介護 5	1,312	40	1,352

(1) 経済状況の著しい変化、介護保険法改正その他やむを得ない事由がある場合は、運営懇談会で諮ったうえで必要な費用は改定します。その場合は、2 ヶ月前までに変更の内容と変更する事由について説明します。

(2) 医療費

入居中の病気・ケガによる通院・入院の一部負担金は、在宅と同じ条件になりますので医療保険により受診した際は、そのつど受診医療機関窓口にて入居者個人でお支払いください。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金等は、1 ヶ月ごとに請求しますので、末日までに下記口座に振込されるか直接持参にてお支払いください。銀行振込手数料は、別途負担お願いします。所定日までにお支払がない場合は、退去をお願いすることになりますので期日厳守でお願いします。

(振込口座)

鹿児島銀行 隼人支店 普通預金No. 936672  
口座名義 株式会社遠友舎 代表取締役 吉満きみ代  
TEL0995- 43-7773

#### (4) 入居者からの退去の申し出

- ・入居者は、当施設からの退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する 30 日前までに届出書をお出しください。
- ・退去予定日の 30 日前までに申し出がなく、当日になって退去の申し出をされた場合、取消料として通常料金に下記の料金を加算してお支払いいただきます。但し入居者の状態の変化等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

退去日の 30 日前までに申し出があった場合	無料
退去予定日の 30 日前までに申し出がなかった場合	利用料金の 10% (自己負担相当額)

- ・退去の際は、入居室の原状回復に必要な補修費等を負担していただきます。

床クリーニング：11,000 円程度 壁紙交換：66,000 円程度

#### 5. 事故発生時及び緊急時の対応

入居者に不慮の事故が発生した場合は、直ちに管理者と施設長に連絡を行いその指示に従い適切な処置を行います。また事故対応マニュアルに従い、利用者の家族へも連絡を行います。必要に応じて協力医療機関（吉満内科クリニック他）にも連絡を行います。

#### 6. 損害賠償について

施設の欠損もしくは、職員の介助が原因で発生したケガについては当施設の賠償責任保険で対応いたしますが、これ以外の場合には補償は行われません。

#### 7. 個人情報の取扱

医療上、緊急の必要性がある場合または契約者に係る施設との連携を図るなど正当な理由がある場合には入居者又はその家族等の個人情報を用いることがあります。

また、関係市町村からの求めがあり、正当な理由がある場合には入居者又は家族の個人情報を提供することがあります。

#### 8. その他

(1)入院期間が1ヶ月を超えることが見込まれるような場合等、長期にわたりホームを離れる際は、今後の方針について御相談申し上げ、退去をお願いすることになります。

(2)医療機関受診等の際は、ご家族で送迎及び付き添いを行なってください。当ホームでは行いませんので、あらかじめご承知ください。

(3)入居に際しての管理運営については、別に定める管理規程によります。

# 有料老人ホーム『ゆるり館』入居契約書

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (サービス内容)
- 第4条 (契約期間)

### 第2章 サービスの利用と料金の支払い

- 第5条 (サービス利用料金のお支払い)
- 第6条 (利用の中止・変更・追加)
- 第7条 (利用料金の変更)

### 第3章 事業者の義務

- 第8条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第9条 (守秘義務等)

### 第4章 入居者の義務

- 第10条 (入居者の施設利用上の注意義務等)

### 第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第11条 (損害賠償責任)
- 第12条 (損害賠償がなされない場合)
- 第13条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

### 第6章 契約の終了

- 第14条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第15条 (入居者からの中途解約)
- 第16条 (入居者からの契約解除)
- 第17条 (事業者からの契約解除)
- 第18条 (明け渡し及び原状回復)
- 第19条 (財産の引取等)
- 第20条 (精算)

### 第7章 身元引受人

- 第21条 (身元引受人)
- 第22条 (事業者に通知を必要とする事項)
- 第23条 (身元引受人の変更)

### 第8章 その他

- 第24条 (苦情処理)
- 第25条 (協議事項)
- 第26条 (運営懇談会)
- 第27条 (その他)



- 5 前項の場合に、入居者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項目『原状回復の義務』その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときには、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により入居者がサービスの利用を中止し、ホームを退去する場合において事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等勘案し必要な援助を行うものとします。

#### 第7条（利用料金の変更）

利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、運営懇談会で諮ったうえで入居者及び身元引受人に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 2 入居者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第3章 事業者の義務

#### 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 一、事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産、安全、確実に配慮するものとします。
- 二、事業者は入居者の体調・健康状態から見て必要な場合には、家族、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携してサービスを実施するものとします。
- 三、事業者及びサービス従事者は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。  
入居者の人権の擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるよう努めるものとします。
  - (一)虐待防止に関する瀬金車の選定及び措置
  - (二)成年後見制度の利用支援
  - (三)苦情解決体制の整備
  - (四)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施
  - (五)サービス提供中に、当該従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入居者を発券した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 四、事業者は、入居者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 五、事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また入居者に係る他の施設と連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 六、事業者は、サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合等は、必要な措置を講じるものとします。
- 七、感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。重要者に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 第9条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 前 2 項にかかわらず、入居者に係るほかの居宅介護事業者等と連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は入居者家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第 4 章 入居者の義務

##### 第 10 条(入居者の施設利用上の注意義務等)

- 一、入居者は、居室及び共用施設をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 二、入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合事業者は、入居者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 三、入居者は、ホームの施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 四、入居者の心身の状況等により特別の配慮が必要な場合には、入居者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第 5 章 損害賠償（事業者の業務違反）

##### 第 11 条（損害賠償責任）

事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者又は契約に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、入居者に故意な過失が認められる場合には入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第 12 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一、入居者が、契約締結時に自身の心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二、入居者が、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三、入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四、入居者及び事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

##### 第 13 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを契約者に請求することはできないものとします。

#### 第 6 章 契約の終了

##### 第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約を定めるところに従い従事者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一、入居者が死亡した場合

- 二、事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
  - 三、施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 四、第 15 条から第 17 条に基づきこの契約が解約又は解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、入居者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 15 条（入居者からの中途解約）

入居者は、この契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者が契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者が定める解約届を事業者に届け出るものとします。

- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して 7 日目を持って、本契約は解約されたものと推定します。

#### 第 16 条（入居者からの契約解除）

入居者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができます。

- 一、事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なくこの契約に定めるサービスをしない場合
- 二、事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三、事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四、他の入居者が、身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 17 条(事業者からの契約解除)

事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- 一、入居者が、契約締結時にその入居者の心身の状況及び病歴要の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を契約しがたい重大な事情が生じさせた場合
  - 二、入居者による第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合
  - 三、入居者やその関係者によりカスタマーハラスメント(暴言や暴力、過剰・不合理な要求、合理的範囲を超える時間的場所的拘束)その他ハラスメント行為、悪質なクレーム等の迷惑行為、又は入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 四、伝染病疾患等により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めた場合及び病状の悪化等により他の施設での介護・入院が必要と医師が認めた場合
  - 五、入院が 1 ヶ月を経過した場合
- 2 前項の規定に基づく契約解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行いません。
- 一、契約解除の通告について 30 日の予告期間をおく
  - 二、前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人に弁明の機会を設ける
  - 三、解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者、関係機関とも協議し、移転先の確保について協力する
- 3 本条第 1 項第三号及び第四号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行いません。
- 一、医師の意見を聴く

## 二、一定の観察期間をおく

### 第 18 条（明け渡し及び原状回復）

入居者と身元引受人等は、第 14 条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。

- 2 入居者は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損傷を除き、居室を原状回復することとします。
- 3 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用の負担で行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとします。
- 4 入居時一時金は、前号原状回復費用の一部として充当します。

### 第 19 条（財産の引取り等）

事業者は、第 14 条による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

- 2 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約の終了日の翌日から起算して 7 日以内に、入居者の所有物等を引き取るものとします。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。
- 3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項による引取期限を書面によって通知します。
- 4 事業者は、前項による引取期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、入居者又は入居者の相続人その他の承継人がその所有権等を放棄したものとみなし、事業者において入居者の負担により適宜処分することができるものとします。

### 第 20 条（精算）

第 14 条第一号によりこの契約が終了した場合において、入居者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 10 条第 3 項(原状回復義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

## 第 7 章 身元引受人

### 第 21 条（身元引受人）

入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合にはこの限りではありません。

- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。
- 4 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 5 身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受を行なうこととします。

### 第 22 条（事業者へ通知を必要とする事項）

入居者または身元引受人は次に掲げる事項が発生したときは、その内容を遅滞なく事業者へ通知します。

- 一、入居者若しくは身元引受人の氏名が変更したとき
- 二、身元引受人が死亡したとき

- 三、入居者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、または破産の申し立て(自己申し立てを含む)、強制執行・仮差押・仮処分・競売・民事再生法等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき
- 四、入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

#### 第 23 条 (身元引受人の変更)

事業者は、身元引受人が前条第二号ないし第三号の規定に該当する場合には、入居者に対してあらたに身元引受人を定めることを請求することがあります

- 2 入居者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人を立てるものとします。

### 第 8 章 その他

#### 第 24 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第 25 条 (協議事項)

この契約に定められない事項について問題が生じた場合には、事業者はその他諸法令の定める所に従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

#### 第 26 条 (運営懇談会)

事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程等に、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。

- 一、会の構成メンバーの詳細

- 二、外部からの運営への点検に資する、事業者側関係者及び入居者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無

- 三、要支援又は要介護状態にある入居者の身元引受人等に対する連絡方法等

#### 第 27 条 (その他)

- 一、入居者が、医療機関等を受診する際は、原則として入居者家族等が入居者の送迎及び付き添いを行うものとします。

- 二、入居者の個人的な事由で外出の必要がある場合も、原則として家族等が責任を持って送迎等を行なうこととします。

- 三、前各号については、事業者は原則として行なわないものとします。

- 2 食費については、前日までに欠食の申し出があれば、朝食 350 円、昼食 500 円、夕食は 630 円ずつ減額します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、入居者、事業者が記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

住宅型有料老人ホーム生活支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき入居契約書内容について説明を行いました。

令和 年 月 日  
説明者 職名 氏名 ㊟

私ども入居者本人及び身元引受人等は、本書面に基づき貴事業所から入居契約書内容の説明を受け、その内容を十分理解しました。そのうえで住宅型有料老人ホーム生活支援サービスの提供開始を受けることに同意し、「ゆるり館」に入居するための契約を行います。

(入居予定日 令和 年 月 日)

令和 年 月 日

事業者住所 鹿児島県霧島市隼人町松永 3277 番地 13  
事業者名 有料老人ホーム「ゆるり館」  
代表者氏名 施設長 吉 満 きみ代 ㊟

入居者住所  
氏名 電話 ㊟

身元引受人住所  
氏名 電話 ㊟

(緊急時連絡先)

氏 名	続 柄	電話番号(必ず連絡の取れる番号をお願いします)

(主治医)

医療機関名(医師名)	電 話 番 号	所 在 地